

明石校区自治協議会規約

(名称および事務所)

第1条 本会は、明石校区自治協議会と称し、事務所を明石小学校区コミュニティ・センター内に置く。

(区域および会員)

第2条 本会は、明石小学校区内の町内会・自治会の会長および各種団体の代表で構成する。

2 本会の町内会・自治会の会長を、上ノ丸、山下町ほか、銀座、庁舎跡、城西の5グループに分ける。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連携、親睦を深め、生活文化の向上に努め、安全で安心な地域づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の連絡および各種団体との連絡調整に関する事
- (2) 行政情報の活用および行政との連絡調整に関する事
- (3) 防災・防犯組織に関する事
- (4) 明るく住みよいまちづくりに関する事
- (5) その他、会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 監 事 2名
- (4) 会 計 1名

2 会計は、副会長のうち1名が兼務する。

(役員選出)

第6条 役員は、第2条第2項に定めるグループから各1名を選出する。

2 役員は互選により決定し、総会において承認する。

(任務)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する
- (3) 監事は、事業ならびに会計事務を監査し、その結果を定期総会において報告する
- (4) 会計は、会計事務を担当する

(任期)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 役員の仕事は、1年間とし、再任を妨げない

(2) 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする

(会議)

第9条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 定期総会 会計年度終了後、すみやかに開催し、決算の承認、予算の審議、会務の報告、その他重要事項を審議決定する

(2) 臨時総会 会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上から目的の趣旨を示して請求があったときに開催する

(3) 役員会 第5条で定める役員で構成し、本会の運営上、必要に応じ随時開催する

(会議の議長)

第10条 会議の議長は、出席会員の互選による。

2 役員会の議長は、会長とする。

(会議の招集ならびに議決)

第11条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、会員又は役員の過半数の出席で成立する。

3 会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(経費)

第12条 本会の経費は次のとおりとする。

(1) 本会の経費は、会費、寄附金、補助金およびその他の収入をもってあてる

(2) 会費および各種分担金は、各町内会長および自治会長が総会の当日、会計に納入する

(3) 校区夏祭り、敬老会および特に必要と認める事業にかかる経費は、別途会計とする

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(規約の改正)

第14条 この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数以上の同意により決定する。

附 則

この規約は、平成17年5月27日から施行する。

この規約は、平成18年5月27日から施行する。(一部改正)

この規約は、平成19年6月17日から施行する。(一部改正)